

金沢市被災伝統的寺社建造物復旧支援補助金交付要綱

(令和6年12月17日決裁)

改正 令和7年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被災した伝統的寺社建造物の早期復旧を図るため、被災歴史的建造物等復旧事業費補助金交付要綱（令和7年3月24日決裁）に基づく補助金を受けた者に対し、金沢市被災伝統的寺社建造物復旧支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、被災歴史的建造物等復旧事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 令和6年能登半島地震により被災した伝統的寺社建造物（寺院、神社その他のこれらに類する建造物であって、昭和25年以前に建築された建築物及び歴史的かつ文化的な価値を有する工作物に限る。）の復旧のために必要な工事等であること。
- (2) 令和6年1月1日から令和7年6月30日までの間に市長が被害の発生を確認した箇所の復旧のために必要な工事等であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、被災歴史的建造物等復旧事業費補助金交付要綱に定める対象工事等に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から、当該補助事業に係る被災歴史的建造物等復旧事業費補助金交付要綱に基づく補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その額が10,000,000円以上の場合は100,000円未満を切り捨てた額）とする。

2 前項の場合における補助金の限度の額は、被災歴史的建造物等復旧事業費補助金交付

要綱に基づく補助金の限度の額を、被災歴史的建造物等復旧事業費補助金付要綱に定める補助の割合で除し、これに当該要綱による補助事業を実施する者が負担する割合を乗じた額に2分の1を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その額が10,000,000円以上の場合は100,000円未満を切り捨てた額）とする。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて市長が別に定める申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- （1）被災歴史的建造物等復旧事業費補助金交付要綱に基づく補助金の額の確定通知書の写し
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び額の確定の通知）

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付の決定及び額の確定をした時は、その旨を市長が別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付の対象とならない旨を通知するときは、その理由を記載しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 令和6年4月1日からこの要綱の施行の日までの間に着手した補助事業については、この要綱の規定の例により補助金の交付を行うことができるものとする。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和7年3月24日決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。